

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Jun Emi	549,000	17.21
山川 真考	451,000	14.14
トランス・コスモス株式会社	300,000	9.40
関崎 美智子	245,000	7.68
AITHER LIMITED	225,500	7.07
Net Capital Partners Limited	212,000	6.65
斉藤 誠	170,000	5.33
Webcast Enterprises Limited	155,000	4.86
Richard Lo	127,000	3.98
サンエイト1号投資事業有限責任組合	67,000	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荻野 正人	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荻野 正人	○	該当なし	上場会社の理事投資管理統括部長として、これまで会社経営に携わってきた経験と知見を有しており、当社経営に対する助言をしています。また、中立・公正な立場を保持していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門(内部監査責任者及び内部監査担当者)は相互に情報共有及び意見交換を行うことで連携を図り、監査の実効性を確保することに努めております。監査役においては、内部監査部門と内部監査計画策定時において協議を行う他、必要に応じて合同監査を実施するなど、有効かつ効率的な連携を図っております。また、会計監査人による監査においても、必要に応じて監査役、内部監査部門が立ち会っている他、会計監査人の監査結果については、監査役、内部監査部門が報告を受け、問題点等の確認を行うと共に、必要に応じたフォローを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
茂呂 眞	他の会社の出身者													
山本 明彦	他の会社の出身者													
美澤 臣一	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茂呂 眞	○	該当なし	過去に上場会社における戦略的投資や事業開発等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見があることから、当社の経営に対して客観的に監査いただけるものと判断し社外監査役に選任しております。 同氏は当社の新株予約権を保有しておりますが、行使が行われた場合に同氏が取得する株式数は僅少であることから、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
山本 明彦	○	該当なし	事業会社における管理担当役員としての職務経験等の他、上場会社等における監査役としての豊富な経験を有していることから社外監査役に選任しております。 同氏は当社の新株予約権を保有しておりますが、行使が行われた場合に同氏が取得する株式数は僅少であることから、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
美澤 臣一	○	該当なし	過去に上場会社のCFO経験を有しており、財務並びに会計の知見及び企業経営に関する豊富な経験を当社監査に活かしていただくために社外監査役に選任しております。

		同氏は当社の新株予約権を保有しておりますが、行使が行われた場合に同氏が取得する株式数は僅少であることから、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、社内取締役に対して、企業価値向上等に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、社内取締役、社外監査役及び従業員に対して、企業価値向上等に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会でそれぞれの総枠を決定しております。各役員の報酬額は、株主総会での総枠の範囲内で、取締役については役割や会社への貢献度等を勘案し、取締役会決議に基づき決定し、監査役については監査役会での協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、経営管理ユニットが行っており、取締役会においては、事前に付議事項等の情報を提供する他、必要に応じて事前説明も実施しており、適時に適切な情報を提供できる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) ガバナンス体制について

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めて参ります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んで参ります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

(a) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)により構成されております。当社では原則として定時取締役会を月1回開催し、取締役会においては業績の状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図ると共に、必要に応じて、臨時取締役会を開催しており、監査役からは必要に応じて意見及び指摘を受けております。

(b) 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、毎月1回の監査役会を開催しております。当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)により構

成されており、監査役会で定めた監査役監査方針・計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役・取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。
また、会計監査人の監査計画の把握や内部監査の状況を把握し、定例会合での情報共有により監査の実効性確保に努めています。

(c) 内部監査

当社は、小規模組織であることから内部監査の専担部署及び専任責任者を置いておらず、内部監査の担当部署を経営管理ユニットとし、内部監査責任者は経営管理ユニット担当取締役としております。監査実務については、外部にアウトソーシングしており、原則として内部監査責任者から指名を受けた外部の監査担当者1名(公認会計士資格保有者)が当社の業務執行状況等を監査しております。

経営管理ユニット以外の監査の結果につきましては、内部監査責任者より代表取締役社長に報告しておりますが、経営管理ユニットの監査については、監査の客観性・適正性を確保する観点から、外部の監査担当者より、直接代表取締役に報告しております。

なお、業務上必要あるときは、代表取締役社長の承認により別に指名された者(内部監査を実施するにあたり適切な能力を保持する社外の者も含む)を内部監査担当者とすることができるものとしております。

(2) 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同法人に所属する公認会計士2名が会計監査業務を執行しており、必要に応じて情報共有及び協議を行っております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名であります。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、事業活動の透明性及び客観性を確保することが重要であるとの認識のもと、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。また、社外取締役及び社外監査役は、それぞれが、幅広い見識と豊富な経験を有し、当社が属する事業分野にも十分な知見を持っていることから、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定において、客観的かつ多様な観点からの監督、助言、監査を実施しております。これらのことから、公正かつ効率的な企業経営を行える体制が確保されていると考え、本体制を採用しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は決算作業の早期化、監査法人との連携による、株主総会招集通知の早期発送に向けた体制整備に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催の日は、他社の集中日を避けるとともに、出席しやすい場所での開催するよう取り組みます。
電磁的方法による議決権の行使	将来的に、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	将来的に、外国人投資家向けに招集通知の英文化を検討していきたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	将来的に検討をしていきたいと考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、四半期及び通期の決算終了後の決算説明会を定期的に開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、四半期及び通期の決算終了後の決算説明会を定期的に開催することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	将来的に開催することを検討していきたいと考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対するディスクロージャーを実施することを予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関する担当部署は経営管理ユニットとしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	IR活動の基本方針として、「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場会社としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要である」と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	将来的に検討していきたいと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内管理体制の充実に努め、法令等に基づき業績及び財務内容に関する情報を速やかに開示し、株主や投資家の皆様に信頼して頂ける企業を目指してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、平成26年7月16日の取締役会にて、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。概要は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により、全社的に統括する責任者が取締役会の中から任命され、職務執行に係る情報を文書又は電磁的情報により電磁的に記録し、保存する。また、これらの保存期間、保存場所等については「文書管理規程」に従い適切に管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

2. 損失発生時の危険管理に関する規程その他の体制

損失発生時の危険管理につき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を適宜行い、各業務に付随するリスクの状況把握、監視を各部門が行う。なお、経営管理ユニットは、監査役と連携し、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとする。リスクに関する措置、対応等については、「リスク管理規程」に定め、適切な対応を実施する体制の確保を図る。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用するものとする。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

各種規程に基づき、取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営管理ユニットが行い、その結果をもとに、必要に応じて社内教育、研修を実施するものとする。また、経営管理ユニットは、監査役と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、取締役会に報告するものとする。

内部監査は、代表取締役社長の承認を受け指名された「監査担当者」により計画的に実施するものとする。

従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、コンプライアンス規程を制定・施行するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するものとする。

併せて、法令等違反行為、不正行為に対する監視体制として、常勤監査役を取締役及び使用人が直接相談及び通報を行うことのできる担当窓口とし、不正行為の早期発見・予防・コンプライアンス経営の強化を図るものとする。

さらに、職場におけるハラスメントを防止することを目的として、「セクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関する規程」を策定するものとする。

5. 会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

今後、子会社等を設立する等の場合には、取締役会は、グループのセグメント別の事業を基に子会社等に関して責任を負う取締役を任命し、数値目標及びリスクの管理を実施し、法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、経営管理ユニットがこれらを横断的に推進し、管理するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、経営管理ユニット所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役の意見を尊重するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

取締役及び管理担当部署は、以下コンプライアンスに係る重要事項を定期的に監査役に報告する。

- (1) 重要な機関決定事項
- (2) 経営状況のうち重要な事項
- (3) 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
- (4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- (5) 重大な法令・定款違反
- (6) 取締役及び使用人からの報告事項のうち、コンプライアンスに係る重要事項
- (7) その他、コンプライアンス上の重要事項

9. 財務報告に係る業務の適正を確保するための体制

会社法及び金融商品取引法に対応するため、経営管理ユニットにより、当社の財務報告に係る内部統制の評価システムを整備し、監査人による監査に備えるものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、会計監査人、法律顧問と意見交換などを実施できるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除を実践するため、反社会的勢力対策規程を制定し、その中で「会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」と定めております。

これらを受け、当社の会議等においてコンプライアンス教育などの機会を設け、定期的にその内容の周知徹底を図っております。また、東京都暴力追放推進センターからの情報収集を行い、社内で情報を共有している他、必要に応じて弁護士等と協議・相談を行う体制を整えております。

さらに、日経テレコン21等の外部調査機関における情報収集により、新規取引先の事前チェック及び既存取引先の継続的なチェックを行うと共に、取引先とは反社会的勢力であることが判明した場合には契約解除する旨の条項を入れた覚書を別途交わしております。

